

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰の影響を受ける令和5年4月1日時点で満18歳になる児童を養育する子育て世帯に対し、国の制度により「子育て世帯生活支援特別給付金」を児童1人当たり一律5万円支給することとされました。市では、さらなる生活支援として独自に同額5万円を加算して、総額児童1人当たり10万円を支給します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。



ホームページ

対象者	
ひとり親世帯	①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
	②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年2月以降の家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者相当の水準となった人
ひとり親以外 の世帯	①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を守山市から受けている人で、令和4年度の市町村民税均等割が非課税である人
	②対象児童の養育者で、令和4年度市町村民税均等割が非課税である人
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変するなど、収入が市町村民税非課税相当の水準となった人

Ⓜ①の人は申請不要です。②③の人は、令和5年2月28日(火)までに申請用紙などに必要事項を記入のうえ、下記へ提出してください。申請用紙などは市ホームページからダウンロード可。または下記窓口で配布。

☎524-8585 吉身二丁目5-22 こども家庭相談課 ☎・☎(582)1137 ☎(582)1138

保育人材バンクに登録して働きませんか

「守山市つなぐ保育人材バンク」は、市内の保育園・幼稚園・こども園・地域型保育事業所・放課後児童クラブと、働きたい人のマッチングを行っています。

希望の仕事内容や就労条件を登録することで、条件に合う仕事を紹介します。資格がなくてもできる仕事もあります。

子どもと関わる仕事をしたいと考えている人はぜひ、登録・相談してください。市ホームページの「登録(求職)フォーム」からも登録できます。



ホームページ

対象となる仕事

保育士・幼稚園教諭・保育教諭・みなし保育士・子育て支援員・看護師・保育補助者・調理師・調理員・放課後児童クラブ支援員 など

☎保育幼稚園課 ☎・☎(582)1129 ☎(582)1138

保育士の就職・職場復帰を支援します

保育園などで働きたいけれど、就職や復職に不安がある人、近くの保育園・こども園で保育体験をして働ききっかけにしませんか。

Ⓜ令和5年2月28日(火)まで
(3時間/日を4回程度)

☎市内保育園、こども園

Ⓜ保育士資格を持ち、就業していない人

Ⓜ20人程度

Ⓜ電話またはメールで下記へ申し込み。

Ⓜ体験報償支給あり。市で保険加入あり。

☎保育幼稚園課

☎・☎(582)1129

☎(582)1138

☎hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp